

知的障害者旅客運賃割引規程

| 現 行 | 改 定 後 |
|--|--|
| <p data-bbox="465 400 833 432">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="163 491 315 568">第1条 (省 略)</p> <p data-bbox="163 628 331 660">(知的障害者)</p> <p data-bbox="163 675 1137 794">第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="163 1129 1137 1206">2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。</p> <p data-bbox="163 1220 1137 1297">(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。</p> <p data-bbox="163 1311 1137 1433">ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。ただし、日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> | <p data-bbox="1453 400 1821 432">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="1162 491 1314 568">第1条 (省 略)</p> <p data-bbox="1162 628 1330 660">(知的障害者)</p> <p data-bbox="1162 675 2114 794">第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="1162 855 2114 1070"><u>2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、第1項に掲げる療育手帳に代わるものとするができる。</u></p> <p data-bbox="1162 1129 2114 1206"><u>3 第1項</u>の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。</p> <p data-bbox="1162 1220 2114 1297">(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。</p> <p data-bbox="1162 1311 2114 1433">ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。ただし、日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> |

A 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介護を必要とする者

B 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要し、かつ、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で、その障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から3級までに該当するもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者いう。

第3条～第11条

(省 略)

附 則

この規程は、平成 7年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成 18年 8月 30日から施行する。

A 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介護を必要とする者

B 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要し、かつ、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者で、その障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から3級までに該当するもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者いう。

第3条～第11条

(省 略)

附 則

この規程は、平成 11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18年 8月 30日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 2月 25日から施行する。